

る。 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布す。

附則第七条を次のように改める

(都道府県単位保険料率の算定方法の特例等)
第七条 平成二十五年度及び平成二十六年度においては、第四十五条の二第一号二中「一の事業年

名
衛
舊

ପ୍ରକାଶକ

第一条 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のようにより改正する。

第四十一条第一項中「費用の額」の下に「前高齢者納付金等、後高齢者支援金等及び日雇提出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を含み、」を加え、同條第二項中「費用の額」の下に「被保険者はその被扶養者が法第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額を除く。」を、「相当する額」の下に「と当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行つた前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇提出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額と合算した額」を加える。

附則第三条中「国民健康保険法」との下に「第四十六条」を加える。
附則第四条中「第十九条」の下に「第四十六条」を加える。

第三条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百一十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第一項中「平成二十五年三月三十日」を「平成三十年三月三十日」に改め、(前明高齢者交付金及び後明高齢者医療の国負担金の算定等に関する政令の一部改正)

THE JOURNAL OF CLIMATE

の
百
六
十
四

〔2〕

「一月の賀」の題で、この年も元氣な筆を發揮する。

労働省令で定めた割合

草稿本 定期案別生改築省電数段定義と分るることなど

者による競合は、常に危険を除くことを目的とする。

介護保険料の納付にかかる費用の額は、前記の額

險外併用療養費
治療費用
訪問看護療養

入院時生活費

う割合する皮厚呆士の間違ふ者を貰ひてゐる所で、必ずしも基準となるべきものである。

三　特例退職被保険者等（国民健康保険法附則第十一条第一項に規定する特例退職被保険者及びその被扶養者をいう。第三項において同じ。）に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額に三分の一を乗じて得た額

前項第一号の調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額（国民健康保険法附則第十二条第一項に規定する標準報酬総額をいう。）に法附則第十四条の六第二項の支援金確定拠出率を乗じて得た額とする。

第一項第三号の特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額に、法附則第十四条の六第三項に規定する率を乗じて得た額とする。

(健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第四条 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第三項中「並びに」を「同法附則第五条の三の規定により読み替えられた」に、「第五十四条」を「の規定並びに同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第百五十四条」に改め、同項の表第百五十三条第一項の項中「及び同法」及び「同法」を「同法」に改め、同項の表第百五十五条第一項及び第百六十条第三項第一号」を「第百五十五条第一項及び第百六十条第三項第二号」を「第百五十五条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第一百六十条第三項第二号 病床転換支援金等	病床転換支援金等、老人保健拠出金
-----------------------	------------------

附則第十条第五項中「第二十二条の規定により読み替えられた」の下に「同法附則第二十一条の三第一項の規定により読み替えられた」を加え、「同条第三項中「及び病床転換支援金」とあるのは「」を「同条第三項中「及び病床転換支援金(当該)とあるのは「(当該)と「同じ。」とあるのは「同じ。」に改める。

附則第十九条第一項及び第二項中「第二十九条」の下に「第四十六条」を加える。
(健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第五条 健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(定義)」を付し、同条第六号中「平成二十一年三月」を「平成三十一年三月」に改める。

附則第三条から第五条までを次のように改める。

第三条 平成十五年度及び平成二十六年度においては、前条第十五号中「一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業」とあるのは、「健康保険事業」とする。

第四条及び第五条 削除

附則第六条第一項中「平成三十年三月」を「平成三十一年三月」に改め、同条第一項中「平成二十九年度」を「平成三十一年度」に改める。

附則第七条第一項第一号口中「平成三十年三月」を「平成三十一年三月」に改め、同条第一項中「平成二十九年度」を「平成三十一年度」に改める。

(平成二十五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令の一部改正)

第六条 平成二十五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令(平成十五年政令第百五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
(負担調整基準率)

平成二十五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令

本則に次の二条を加える。

第三条 平成二十五年度における法第三十八条第四項の政令で定める率は、百分の四十八とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍晋三